

平成25年度原子力総合防災訓練計画(案)

- 1 平成25年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
九州電力株式会社 川内原子力発電所
- 2 実施時期
平成25年10月上旬
- 3 参加機関
 - (1) 指定行政機関等
内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会
 - (2) 指定地方行政機関等
九州管区警察局、第十管区海上保安本部、陸上自衛隊西部方面総監部、海上自衛隊佐世保地方総監部、鹿児島地方気象台等
 - (3) 地方公共団体等
鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県警察本部
 - (4) 指定公共機関等
九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社鹿児島支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、独立行政法人原子力安全基盤機構、公益財団法人原子力安全技術センター等
 - (5) 指定地方公共機関等
株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社エフエム鹿児島、株式会社鹿児島読売テレビ、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会、公益社団法人鹿児島県バス協会
 - (6) 訓練対象原子力事業者
九州電力株式会社
 - (7) その他

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

川内原子力発電所2号機において、定格熱出力一定運転中、薩摩川内市沖（薩摩地方）にて震度6強の地震が発生し、原子炉が自動停止した。その後、震度5強の余震が発生し、送電線鉄塔の倒壊により外部電源が喪失した。さらに、非常用電源及びバックアップ電源の確保に失敗し、全非常用炉心冷却装置が不作動となり、全面緊急事態となる。その後、事態が進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

6 訓練内容

各災害対策本部の運営訓練は、初動対応に係る訓練から事後処置に係る訓練まで、以下に示す3段階に集約した訓練とする。

第1段階：迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互における情報共有を図る。

第2段階：官邸機能の強化、施設敷地緊急事態に対する対応

国、地方公共団体及び原子力事業者において、参集予定職員を参集させ、各機関の体制を強化する。また、自衛隊や警察等の実動組織あるいは民間輸送機関により、環境副大臣、国の職員及び専門家を、原子力事業者本店及び緊急事態応急対策拠点施設（鹿児島県原子力防災センター）に派遣する。

さらに、原子力事業者及び地方公共団体においては、TV会議システムを活用し、情報の収集・共有を図る。また、PAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の施設敷地緊急事態要避難者の避難について、実効的な輸送手段による訓練を実施する。

第3段階：全面緊急事態に対する対応

全面緊急事態の判断を受け、PAZ内の住民に対して、内閣総理大臣より避難及び安定ヨウ素剤の服用を指示する。薩摩川内市においては、自家用車、公共輸送機関及び自衛隊や警察等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ内の住民について、陸上輸送、海上輸送又は航空輸送を行う。

また、放射性物質が放出された後において、OIL（運用上の介入レベル。以下同じ。）の基準に基づき、国及び地方公共団体の連携・調整のもと、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の一部住民について、

避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤の服用等、初動段階における活動項目の実践的な訓練を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

(1) 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

① 緊急時体制確立訓練

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会原子力事故警戒本部の立ち上げから原子力災害対策本部等の設置までの訓練を行う。

② 情報共有及び意思決定訓練

T V会議システム等を活用し、関係機関の情報の共有及び連絡等について訓練を行う。

③ 広報対応訓練

首相官邸及び原子力規制庁（以下「中央」という。）において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、中央と鹿児島県庁、原子力事業者（本店及び川内原子力発電所）等との情報共有の訓練を実施する。

(2) 国が実施主体となる訓練

① 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

環境副大臣、原子力規制庁幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段の調整、輸送経路の確認及び緊急輸送の実施に係る訓練を実施する。

② 原子力災害対策本部等の運営訓練

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会原子力事故対策本部の設置及び全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部事務局の設置並びに関係機関の情報共有、連絡等、原子力事故対策本部及び原子力災害対策本部における情報収集、意思決定及び広報の訓練を実施する。特に、内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部会議の開催等について訓練を行う。

(3) 関係地方公共団体が実施主体となる訓練

① P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難実施訓練

川内原子力発電所から施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、鹿児島県

及び薩摩川内市の「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、各機関の連携要領等について訓練を行う。

その際、防災行政無線及び広報車等を活用して病院、介護施設、個人宅等への迅速な情報伝達及び関係機関の支援による避難輸送について訓練を行う。

② P A Z 内住民の避難実施訓練

原子力緊急事態宣言後、薩摩川内市は、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、鹿児島県及び薩摩川内市の「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいた P A Z 内住民の避難及び各機関の情報伝達等の訓練を行う。

③ P A Z 内住民の海上輸送実施訓練

土砂崩れ等による避難経路の寸断により孤立した海岸部の P A Z 内の一部住民を、自衛隊艦艇をもって海上から避難させる訓練を行う。

④ U P Z 内の一部住民避難実施訓練

O I L 2 事態発生に伴い、屋内退避中のいちき串木野市の一部住民の鹿児島県及びいちき串木野市の「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づく U P Z 外への避難を実施する。この際、原子力発電所から 3 0 k m 圏内近傍に除染所及びスクリーニング場所を設定し、避難に伴う人員及び車両の除染及びスクリーニングを行う。

⑤ 離島住民の避難実施訓練

甬島における U P Z 内の避難対象地区の住民を、上甬島から下甬島まで迅速かつ安全に避難させる。その際、海上保安庁の巡視船及び薩摩川内市が保有する観光遊覧船による住民の海上輸送を実施する。また、要配慮者については自衛隊ヘリコプターによる航空輸送を行う。

⑥ 緊急時モニタリング実施訓練（陸上・海上・航空）

関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

⑦ 交通規制・警戒警備訓練

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等の訓練を行う。

⑧ 鹿児島県原子力防災センター運営訓練

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 1 2 条第

1項で規定する緊急事態応急対策拠点施設の運営訓練を実施する。

⑨ ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

現地の活動状況について、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送し、国、地方公共団体及び原子力事業者間で情報共有を行う。

(4) 原子力事業者が主体となつて行う訓練

① 消火活動及び道路啓開訓練

川内原子力発電所で発生した火災、土砂崩れ等に対して、対応措置を確認するとともに、関係機関等との連携要領について訓練を行う。

② 事故拡大防止訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、川内原子力発電所が保有する事故対策資器材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図るとともに、環境中に放射性物質が放出される可能性を踏まえ、放射線量等の影響範囲の推定等を行う。

③ 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

川内原子力発電所敷地周辺の環境モニタリングを行い、その結果を関係機関に通報するとともに、地方公共団体等による緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資器材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

④ 原子力発電所構内作業員等の避難誘導訓練

原子力発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

⑤ 救助・医療活動訓練

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者について、汚染除去等の応急措置を施した上で、関係機関と連携し、被ばく医療機関へ搬送する。

⑥ 原子力事業者支援連携訓練

原子力事業者間の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員の派遣、資器材提供等について、日本原子力発電株式会社原子力緊急事態支援センター及び四国電力株式会社に対し支援要請を行う。

7 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。また、より客観的な指摘を得ることを目的として、海外の関係機関等の視察者からも意見を聴取する。